

○議長（高橋伸二君） 五十番外崎浩子君。

〔五十番 外崎浩子君登壇〕

○五十番（外崎浩子君） 自由民主党・県民会議の外崎浩子です。十一月議会一般質問最後となりましたので、大綱四点にまとめまして、質問させていただきたいと思えます。まず初めに、コロナ後の宮城県内の中小企業支援についてです。

さきの九月議会は、大変厳しい対応を迫られる議会となりました。宿泊税条例制定については、各議員がそれぞれの選挙区において背景を持っており、それに基づき、徹底した議論を展開したと感じております。県民の皆様に対しては、今後ますますこの条例について、未来に禍根を残すことがないように地域実情に合った詳細な説明を継続していただきたいと改めて希望するものです。そうした中、これまでの経緯の中で職員の皆さんは条例制定そのもの以外で見えてきたものがあるかと思っております。それは各事業者の抱えている企業経営の課題。俯瞰してみれば、宮城県の中小企業の現状ではないでしょうか。改めて宮城県内の企業の現状を見えますと、業種によって資本金や出資額、従業員数の定義が異なりますが、県内五万六千社に上る企業数の実に九九・八％が中小企業、小規模事業者です。企業の姿を見えますと、県内経営者の平均年齢は六十三・三二歳。そのうち後継者不在率は、令和五年の帝国データバンクによれば、五九・二％の企業がその後の後継者不足を指摘するデータとなっております。県内において先月十月には、負債額千万円以上の企業倒産が十五件、十三億七千万円の負債総額です。これは前年比同月比でプラス五件、負債総額では二億八千万円増であり、この十月までで、コロナで経営が厳しかった二〇二〇年一年間の負債総額二百二十六億円に迫る二百十五億円強となっております。このことから考えても、この時期、特に年末や年度末、更に来年の決算の時期に向けて、ますます厳しい状況を迎える企業も少なくないと感じているところがあります。急激な物価高やエネルギーの高騰にあえぐ事業者の皆さん、グループ補助金の返済や多重債務の問題を抱えている方々の不況の声が、私のところにも数多く寄せられているところでもあります。更に、追い打ちをかけるかのような自然災害や気候変動に、農業や水産業の現場においても、不況に翻弄されておられる方も数限りないと思っております。これまで宮城県は、製造業を中心に重点分野として、それを集積・促進してまいりました。東京エレクトロン、センทรัล自動車をは

じめ、大規模な企業の誘致に成功したと感じています。しかし、こうしたような企業誘致も短期的な特効薬ではありませんが、地域経済全体の足腰を強固にし、持続可能な経済循環を目指すためには、やはり県内中小企業を多角的に支援していくことが強く求められると認識し、以下質問してまいります。

まず村井知事には、宮城県のこうしたような中小企業の現状や不況の状況に対し、どのように捉えていらっしゃるのか、御所見をお聞かせください。

次に、ゼロゼロ融資についてですが、これは新型コロナウイルス禍で売上げが減った企業に実質無利子・無担保で融資する仕組みであり、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付けでは、条件を満たした企業や個人事業主が最大六千万円、中小企業は最大三億円を実質無利子で借入でき、また、民間金融機関を利用した信用保証つきの県制度である新型コロナウイルス感染症対応資金では、最大六千万円を実質無利子で借入できるという制度です。万が一返済が滞った場合には、元本の八割か全額を政府の財源裏づけとして、信用保証協会が肩代わりすることになっています。また、利子も各都道府県が補給することになっております。このゼロゼロ融資は二〇二一年三月末時点で、日本政策金融公庫の融資実績は十三兆八千七百億円。宮城県制度では約三千四百億円です。二〇二一年末から二〇二二年にかけて、元本の返済が始まった企業が過半を占めており、県商工金融課によれば、令和六年十月末時点で、完済は五六・二%、返済中は四一・五%、返済不能が二・三%ということであります。こうした状況下にあつて、宮城県ではこの七月から、経営力強化サポート資金が創設をされておりますが、その効果を伺うものです。

三点目、県の外郭団体である宮城県信用保証協会については、ゼロゼロ融資の受皿として創設された伴走支援型特別保証つき保証制度に基づく借換需要が昨今増加をしております。信用保証協会への相談件数やその後の代位弁済の増加もこれから懸念されるところであります。今後の対応策についてお伺いいたします。

教育機関との連携ということに関しては、今年初めに宮城大学と宮城県信用保証協会との連携協定が結ばれ、地域経済の活性化や人材育成を進める動きがありました。地域経済の課題解決に向けた今後の動きについてお伺いいたします。

五点目、宮城県内の金融機関については、事業者の負担軽減のため、据置き期間や

返済期間の延長など、柔軟な対応について求めるものですが、現在宮城県として可能な対応策をお聞かせください。更に、高齢化の進む県内経営者の現状に鑑みれば、スムーズな事業承継が必要となってくると思われます。宮城県においての企業の倒産、廃業、雇用の創出は、東北全体の経済の衰退を招くおそれがあり、こうした観点からも、現存する企業の事業承継について、宮城県も強力な後押しをする必要があると考えております。M&Aなどの手法も含め、対応策はいかがでしょうか。更に、今後懸念される自然災害に鑑みての企業のBCP、事業継続計画策定状況についてです。東日本大震災・能登の地震、そして度重なる豪雨被害などの状況を目の当たりにし、企業が緊急事態に直面した際に事業を早期に再開させるために、これまでも幾度か平時からのBCP策定の必要性を訴えてまいりました。公共事業や大規模な取引先との契約時においても、BCPの策定は企業の信頼性を高める一つのポイントともなることから、策定を進める企業が増えていると認識しておりますが、県内でのこれまでの災害や、更にはハザードマップなどを用いて地域特性に考慮した策定が急務であると思われれます。企業において、これは人的リソースの不足でありますとか、あるいは経営者の情報不足、危機感の薄さなども厳しく指摘いたしております。県として積極的な策定促進を求めるものですが、いかがでしょうか。

大綱二点目、国の地域医療介護総合確保基金に基づく歯科技工士養成支援についてです。

国においては、厚生労働省における地域医療介護総合確保基金の対象事業に、医療従事者の確保に関する事業として歯科技工士の確保対策の推進に関する事業が設けられており、歯科技工士を目指す学生の修学支援に活用することが可能となっております。公益社団法人日本歯科技工士会森野会長によって、厚生労働省医政局への日技第四―二十号の文書にて、国内全体の歯科界において喫緊の課題となっております歯科技工士の養成の分野について、この基金利用が明確化されたと認識をいたしております。補助率は国三分の二、県三分の一で、各都道府県においては実情に応じた奨学金制度を設けて、地域医療介護総合確保基金で支援することが可能であることが確認されました。歯科技工士の業務内容は口の中に入れる詰めもの、入れ歯や歯のかぶせ物、ブリッジなどを専門につくることで、昨今は、CAD/CAMや3Dプリンターなどを活用したデジタル

歯科技工の導入により、多少の作業軽減化が見られてまいりましたが、これらの新技術習得にもそれ相応の経験と知識が必要であるとともに、いまだに多くの歯科技工作業は完成まで手作業が必要であること。そして、長時間労働が常態化しており、それに対する収入が見合っていないという現況であります。歯科界においては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のいわゆるデンタルファミリーという位置づけで、本来ならば診療所内の診察台のそばに歯科技工士がいることにより、患者さんの要望や歯科医師が望む補綴装置の形態などを考え、患者さん固有の歯形に応じた装置の提供が必要であるとされてきたこれまでの歯科医療は、現在はかなり困難な状況になってきていることを改めて指摘するところです。歯科医師会がこれまで提唱し実行してきた八〇二〇運動で、虫歯の治療やしつかりとした手を入れることで健康寿命が延伸することは既にデータ上立証されている事実です。そして、厚生労働省は二〇四〇年を展望した社会保障働き方改革の中で、今後更に健康寿命を延ばす目標を掲げていることから、宮城県民の歯科補綴を支える歯科技工士の人材確保は、特に重要な課題と言えると思っております。ここ数年、診療報酬の低下に伴いまして、技工料は据え置きにもかかわらず材料代などの経費が上昇しているため利益が上がらず、歯科技工士になる道を諦める方々も増加、中にはせっかく取得した技術ではありませんが、彫金や宝石加工業、場合によっては全く別の職種に転ずる学生さんたちもいるということでもあります。そもそも、そうした歯科技工士を目指す方々が入学して技術を学ぶ専門学校が国内でも毎年廃校になっております。東北におきましても二〇一九年の岩手医科大学医療専門学校歯科技工学科、二〇二〇年東北大学歯学部附属歯科技工士学校、今年四月の青森市歯科医療専門学校歯科技工士科をはじめとして、立て続けに多数の学校が募集停止をしております。来年四月には、東北地方の歯科技工士学校数は福島県に二校、宮城県に二校となりますが、宮城県では更に東北歯科技工専門学校が生徒募集停止を表明するなど、激減に歯止めがかからない状況です。二〇二三年春の宮城県内での入学者数は二十名、現状においては、歯科技工士の高齢化も全国で問題視されている状況にあります。このように、歯科技工士としての就業数は年々減少しており、このままではますますと県内の歯科医師は、歯科技工業務を県外へと発注せざるを得ない可能性も大きくなっています。他県も現状は同じ状況であり、今後は中国など国外に発注せざるを得ません。宮城県議会でも、これまで歯科技工

士会の業界をめぐりましては、過去に海外からの歯科補綴物輸入規制に関する意見書を国に送達するなど、恒常化する危機的状況を訴えてまいりました。口腔内の補綴物については、その内容物について健康被害を引き起こす恐れもあり、国内では厳しく規制されているところではありますが、昨今、インターネットなどを通じて一旦国外へ補綴物を発注し、輸入するというケースが増えています。海外においてはこの補綴物は、国家資格制度を有しない無資格の従事者が製作するケースがほとんどで、輸入される際には医療品としての区別がなく、詳細なチェックのない、品質にも保障のない雑貨として輸入されているなど、そのトレーサビリティについてはグレーゾーンであると指摘せざるを得ません。これに対して、国家資格を有する日本の歯科技工士の方々は、歯科医師から依頼を受けた補綴物をより最適な装着感を感じていただくために、どこまでもその製品に対して技術の粋を貫き、口腔内で安心して使える装置の提供を行っていただいているところでもあります。

さて、では、学生の方々に対しての奨学金についてはどうなっているのでしょうか。一般に専修学校の場合、自宅生と自宅外から通う学生では金額に差がございますが、第一種奨学金を自宅外から通い、限度額いっぱいの一か月六万円を借りた場合、二年間で百四十四万円。第二種も限度額いっぱいを借りた場合は、一か月十二万円、二年間で二百八十八万円となります。合計で卒業時には四百三十二万円です。この奨学金返済が、学生にとっては就職したときから重荷になることは言うまでもありません。業務の在り方もさることながら、今後の技工士育成、技術習得の環境づくりという課題に鑑みて、以下質問いたします。

まず最初に、宮城県内の歯科医療における歯科技工士の重要性を知事はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか、御所見をお聞かせください。

第二に、歯科技工士を目指す若者の支援になるよう、今回の国における地域医療介護総合確保基金を活用した新たな修学支援制度創設について、修学金返済という重荷を援助できる制度構築については、全国の歯科技工士会にとってもモデルケースとなる事業であり、就業継続への意欲、技術者としての成長機関連保という両面から大きな助けになると思っておりますが、他県に先駆けた宮城モデルとしての前向きな取組を期待するものですが、いかがでしょうか。

第三に、その制度設計については、東北医科薬科大学同様に、卒業後一定期間内、宮城県内で就業することで返済免除するなど、柔軟な制度設計を求めるものですが、いかがでしょうか。繰り返しになりますが、歯科技工士がいなくなれば、歯科医療は成り立たなくなります。歯科医療の未来を守るためにも、宮城県から新たなモデル構築を強く求めてこの綱を閉じます。

大綱第三点目、宮城の進める海外戦略についてです。

昨今、宮城県の海外戦略政策は、これまでも台湾をはじめとするアジア各国、アメリカなどへの展開を図り、これまでの事業実施が果実となって現れていると実感するところです。さてそこで、今回は他の三つの地域へと目を転じ、新たな手法の展開を提示しつつ質問を行いたいと思います。

まず初めに、香港についてです。現在香港については、いわゆるポートセールスが実を結び、航空会社三社が乗り入れるという旅行者にとってもうれしい状況となっております。今後の香港と宮城県との経済交流に期待が更に高まっております。食品の輸出についても、栗原ポトリーからの鶏卵の輸出、更に、TKG卵かけ御飯という新たな台湾での食文化の派生、宮城県産米を使用するおにぎりのブームなど、改めて交流スタートにおいてよい先駆けとなっていると感じております。昨日の横山議員の一般質問でも言及がありましたが、現在、香港ではみやぎクラフトフェアと銘打って、宮城県から委託を受けた株式会社門馬箆笥さんの御協力で、宮城の家具や伝統工芸品、香港初上陸の気仙沼ニッティングさんの製品の展示など、宮城県の二十四の工芸品事業者の作品を路面店を中心に展示、テスト販売を開催。同時に、香港そごうにおいてもポップアップショップを開催し、大いに宮城県をアピールする内容が展開をされており、好評を博していると同っております。

さて、第二のターゲットは英国であります。先日はその具体案の感触を探るため、会派同僚と英国大使館を訪問させていただきました。そして、ジュリアロングボトム大使と充実した意見交換を行ってきたところです。今年六月の天皇后両陛下の訪英もあり、現地での知識人や高所得者と言われる方々の購買意欲は、日本の詫びさびも含め、文化や歴史などストーリー性を持った製品など、更に深い味わいを持つクオリティーの高いものへの興味関心が高まっているとのことです。今回メインテーマとしてお

ります。ジャパン・ハウスロンドン、外務省が世界三大都市に設置する戦略的対外発信拠点で、二〇一八年六月に日本文化への関心を高める欧州の拠点として開館して以来、世界の約九十の国、地域から、年間三十万人以上が来館をし、およそ十一万人のSNSフォロワー数を保持する人気施設であります。過去には、宮城県内企業でも、ロンドンにおいてはジャパン・ハウスロンドンでのイベントに参加した実績がございます。今回は、日本政府観光局協力の下「Spotlight on Local Japan」という枠組みの中で、日本国内からの提案募集に宮城県が手を挙げており、現地での展示実現を目指す予定であること。その内容としては、日本文化の豊かさや多様性に対して深い理解を促すようなプログラムで知日家の皆さんにも、更に新鮮な驚きがあるものを提示し、より具体的なプロモーションの計画についての説明を先日担当課から伺い、現地ジェトロや地元金融機関からも大変期待が寄せられているということでもございました。

第三の地域は、インドであります。先日、前期の経済商工観光委員会メンバーで、インド大使館においての宮城デイに参加してまいりました。インドの魅力としては、人口動態が理想的な進捗を見せていること。若い豊富な労働力、そのほとんどが高学歴であること。特に、インド工科大学内では既に日本からの人材派遣を手がける企業が大学内でカフェを開き、ハブとしての役割を担いつつあります。東北大学発のスタートアップ企業など今後の宮城県との人材交流においても、単なる夢ではなく輝く現実の話を伺ってきたところであります。このようなことから各地域について何問か質問いたします。

一つ目、まず香港については、今後、県内企業のグローバルビジネス展開のハブとして、自由貿易港である香港を活用するプランが考えられます。今後検討される香港での様々な国際見本市などへの出展参加の可能性をお聞かせください。次に、香港については、現在水産物、水産加工物の輸出が禁止されている状況ではありますが、国との交渉の中で、村井知事の今後についての感触をお聞かせください。第三に、前回九月議会においては、仙台―香港便が三社からのフライトで今月からは来年一月にかけて週十一便ということに歓迎ムードにあふれましたが、その後関係者の間では、提供座席数の供給過多での継続中止のおそれなどが懸念されているところであります。三者との話合いの状況、今後の展開などについてお聞かせください。四点目、英国ジャパン・ハウスロンドンについては、今後の宮城県の欧州圏に向けての足がかりという意味合いにおいても、

幅広い層に向けて、宮城県の多様な魅力を伝える有望な施設と考えますが、ペイフォワードの観点から国際派である村井知事のジャパン・ハウスロンドンへの取組、その展望、実現可能性についてお聞かせください。四点目、インドとの今後の展開につきましては、まだ緒に就いたばかりであると感じておりますが、知事のお考えになるインド交流での宮城県にとつての効果をお聞かせいただきたいと思います。最後に、これまでの申し述べてまいりましたが、トータルな意味で、やはりこうした海外戦略についての今後のキーワードはAIであると感じています。宮城県グローバルコミュニケーション・ハブ構想と名づけた今後の新たな海外支援事業展開については、AIを駆使し、県政に変革をもたらしたいと考えています。多言語AIアシスタントでの窓口業務の実施、記入支援などの行政手続に関する事柄や産業支援拠点としてのみやぎグローバルビジネスサポートセンターの開設などで、技術文書や契約書の翻訳、実務としてのオンライン商談における通訳支援などの展開を図っていく必要性を強く訴えるものでありますが、可能性についてお伺いいたします。

最後に、大綱四点目、宮城県警の特殊犯罪に対するの対応状況についてです。

先月の宮城県警による特殊詐欺グループの摘発につきましては、逮捕や書類送検された男女が三十人、被害総額はおよそ七十億、詐欺も二つの偽サイトを運営しての犯行であるということでありまして、今回の摘発については近年まれに見る規模で、これはこれまでの県警の地道な捜査の積み上げの結果であり、県警職員の皆様の御尽力にこの場を借りて深く敬意を表するものであります。こうした大がかりな組織犯罪については、首都圏で相次ぐ高齢者を狙った特殊詐欺を行う犯行グループが跋扈し、いわゆる闇バイトと呼ばれ、実行役を広く募集し、目先の利益を手に入れるために、安易に応募した少年が匿名性の高いシグナルやテレグラムといったアプリを使い、強盗や特殊犯罪などの重大な犯罪に加担してしまうことにもなりかねず、急速に社会問題化しています。令和六年十一月二十日時点で、全国での検挙状況は発生状況が十九件、検挙状況が十六事件、検挙人員は四十四名に上っております。県警察本部としては先日も大学関係者を招いての説明会を行い、青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための教育・啓発を行っていると同いました。国としても、この深刻な状況を看過すべきではないとの認識で、我が党の高市早苗議員が中心となって治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会を開催し、



具体策についての協議が始まっているところであります。

他方、私は先日、薬物乱用防止講座を受講いたしました。若年層の薬物使用の広がり、購買方法の変化など、指摘される中で改めてネットが犯罪の温床となっていることは否めない認識するものです。更に、先日は、会派防衛議連で防衛省自衛隊サイバー防衛隊部門を訪問し、国の施設をはじめとするサイバー攻撃に対しての現状などを伺ってまいりました。宮城県におきましても電力や水道、鉄道など、公的なインフラ十五分野を含めた様々な業種でサイバー犯罪対策を行っているということでもあります。こうした背景をもとに、新たな特殊犯罪への対応を中心として以下質問をいたしますが、項目の中で発信媒体での注意喚起及び広域犯罪への対応については、さきの柚木貴光議員の質問、そして答弁がございましたので、私から以下三点を質問したいと思います。

まず一つ目、携帯電話などの契約時にマイナンバーカードなどを活用した電子的な確認方法の一元化など国全体などでの取組についての強い要望を求めていくと考えますが、いかががお考えでしょうか、警察本部長にお尋ねいたします。また、金融機関との連携については、不正な口座情報等についての警察への情報共有が必要と思われるのですが、県内金融機関との連携についてお聞かせください。最後に、今後、サイバー事案の対処を行う人材については、業務に高度な知識・技能を要求されるものでありますことから、これ以上にも増して専門分野の教育が必要であり、的確な人材を採用する必要があります。これは言うまでもありません。その人材確保は、民間企業との厳しい競争であると言っても過言ではないと思っております。本部長におかれましては、こういった高度な知識、技能を備えた人材を確保するために、宮城県警としてはどのような方策を考えていらっしゃるのか。日頃から危険な業務に対応される方には、特殊勤務手当などの処遇改善も図られておりますが、今後の犯罪の高度化、深刻化することを踏まえ、採用基準、あるいは給与面などでの柔軟な待遇を求めるものですが、今後実現できる可能性などを含め、所見をお聞かせください。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終了とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 外崎浩子議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず大綱一点目、コロナ後の宮城県内中小企業支援策についての御質問のうち、中小企業の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

県経営者協会の調査によると、今年八月の業況判断が前年比十四・四ポイント改善するなど、県内経済は新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しが見られています。しかしながら、中小企業を取り巻く情勢は、グループ補助金に係る借入れの返済や急激な原材料価格、燃料費の高騰によって、企業収益が圧迫されているほか、人手不足も顕在化しており、事業の継続に必要な従業員を確保するために、賃上げへの取組も求められております。こうした中で、今年の県内における負債総額千万元以上の企業倒産は十月時点で百四十三件となり、前年一年間の合計に並ぶなど、倒産件数は増加傾向にあり、御指摘のとおり、県内中小企業の経営は大変厳しい状況にあるものと考えております。県内中小企業からは、こうした厳しい状況に対応するため、生産性の向上や販路拡大など、経営基盤の強化に対する支援を求める声が寄せられており、県といたしましては、国の経済対策も活用しながら、事業者の経営基盤強化に向けて全力で支援をまいります。

次に大綱二点目、国の地域医療介護総合確保基金に基づく歯科技工士養成支援についての御質問のうち、歯科技工士の重要性の認識及び新たな修学支援新制度創設についてのお尋ねにお答えいたします。

歯科技工士は、歯科技工士法に基づき入れ歯や歯のかぶせ物、矯正装置などを加工・修理する歯科医療の一端を担う専門職であり、高齢化が進む社会において、義歯需要の大幅な増加が見込まれ、歯科技工士の担う役割は重要性が増すものと認識しております。一方、我が県の歯科技工士の就業者数は、令和四年は六百八十二人であり、平成二十八年の七百四十六人と比較して六十四人減少しております。また、就業者の半数は五十代以上であることから、若年層の歯科技工士をいかに確保するかが大きな課題となっております。これらを踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用した新たな修学支援制度について、県内の歯科技工士養成所に通う学生に対する学費の貸付けなどの経済的支援を想定し、県歯科医師会をはじめとする歯科関係団体とも連携をしながら、創設に

に向けた具体的な検討を行ってまいります。

次に大綱三点目、宮城県の進める海外戦略についての御質問にお答えいたします。

はじめに、香港の国際見本市などへの出展についてのお尋ねにお答えいたします。香港においては、アジア最大級の食品見本市であるフードエキスポ・プロをはじめ、様々な国際見本市が開催されているものと認識しております。我が県では、現在、香港において、イチゴや卵、鶏卵をはじめとする農産物や工芸品など、輸出品目に応じて個別に現地のパートナー企業等との協力関係を築き、そのネットワークや販売網を活用する手法で販路の開拓を進めております。一方で、今年五月に東北経済連合会と東北六県及び新潟県との連携により、タイの国際食品見本市タイフェックスに出展して米のプロモーションを行ったほか、十月には全国知事会初の海外プロモーションとして、フランスのシアル・パリに国内十三県とともに出展し、我が県の企業や商品も世界各国の来場者の注目を集めました。県としては引き続き、数多くの機会の中から、より効果的な手段を検討し、すぐれた県産品の販路拡大やプロモーションの強化に取り組んでまいります。

次に、ジャパン・ハウスロンドンでの取組についての御質問にお答えいたします。

ジャパンハウスは、外務省が海外三都市に設置した戦略的対外発信拠点であり、特にロンドンには日本の自治体からも出展希望が多く、欧州市場へのゲートウエーとなる絶好の施設であると認識しております。県では、議員の御提案を受けて、来年度、ジャパン・ハウスロンドンを活用した県主催による初めてのプロモーションに向けて申請を行ったところであり、来月に採否が決定される予定となっております。県では、前回申請の反省も踏まえ、伊達文化を代表する仙台箆笥に焦点を絞り、仙台箆笥の歴史や特徴を紹介するセミナーや、職人による技の実現に加え、イギリスの方々強い関心を持つ、実際に各加工に挑戦していただく体験型のワークショップもふんだんに盛り込んでいくこととしており、ロングボトム駐日英国大使など、事前に御相談させていただいた方々からは、好感触を得ているということでした。県といたしましては、今回の取組を通じて、歴史的なものに価値を認める欧州市場における、伝統的工芸品の認知度を向上させ、宮城ファンを増やしていくとともに、欧州での販路拡大を強力に推進してまいります。

次に、インドとの交流における我が県への効果についての御質問にお答えいたします。

インドは約十四億の人口を有し、年一〇%近い経済成長が続いており、購買力が高いとされる中間所得層の増加に伴い、今後も発展が期待されることから、インドとの交流を推進することは、我が県の発展に大きな効果があるものと認識しております。このため、先月、駐日インド大使館と共催した我が県初となるインド日本パートナーシップ宮城いわゆる宮城デイに私も参加し、シビ・ジョージ駐日インド共和国特命全権大使をはじめ、インドと我が県の関係者ら約百十名の参加のもと、両地域の人材やビジネスに関するプレゼンテーションや交流会を行い、相互理解を深めてまいりました。宮城デイを契機に、今後のビジネス展開に向けて、インド政府系機関と意見交換を継続して行う県内企業もあり、新たな販路開拓につながる可能性が出てきております。県といたしましては、インドとの経済交流を更に拡大するため、今回の宮城デイや、来月に実施するみやぎアンバサダーサミットを契機として、今後、県内企業のインドでの販路開拓の支援や、県内宿泊施設等におけるインドからの人材の受入れ体制構築などに積極的に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、国の地域医療介護総合確保基金に基づく歯科技工士養成支援についての御質問のうち、就学支援制度における返済免除についてのお尋ねにお答えいたします。適切な歯科医療提供体制を将来にわたって維持するためには、県内で就業する歯科技工士を継続的に確保することが大変重要であると認識しております。修学支援事業は、貸付金の返済免除の要件等も含めて、歯科技工士養成所で学ぶ学生の実態を適切に踏まえ、歯科技工士の確保に資する制度とすることが肝要であると考えられることから、県歯科医師会、歯科技工士会等の関係団体からも丁寧に御意見を伺いながら、制度創設に向けた検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、コロナ後の宮城県内中小企業支援策についての御質問のうち、経営力強化サポート資金の効果についてのお尋ねにお答えいたします。

コロナ禍において、中小企業者の事業継続を支えた新型コロナウイルス感染症対策資金、いわゆるゼロゼロ融資については、今年十月末時点で返済中が一万千五百十五件で約千三百九十二億円となり、中小企業者が大変厳しい経営環境に置かれている中で、今後もゼロゼロ融資からの借換需要が見込まれるものと認識しております。このため県では、再生支援の強化を図る経営力強化サポート資金をゼロゼロ融資からの借換需要を支えた伴走支援型特別資金の後継資金として、制度融資からの借換需要のほか、金融機関等からの伴走支援による経営改善を目的に、今年七月から取扱いを始めたところであり、金融機関への丁寧な説明を重ねながら必要な事業者に対する資金の利用について要請してまいりました。十月末時点での利用は二十八件、融資額は七億二千四百万円となっておりますが、金融機関からは、伴走支援型特別資金が終了し、今後、借換需要を当資金で利用したい、借換資金があるのは有効だとの声を伺っており、県といたしましては、今後も利用状況を注視しつつ、厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りをしっかりと支えてまいります。

次に、県信用保証協会の相談や代位弁済増加の懸念に対する対応策についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、コロナ禍における県信用保証協会の相談件数は二万件を超えるとともに、県制度融資の代位弁済額は、令和四年度に約二十九億円だったものが、令和五年度には約五十億円に増加しており、中小企業者の事業経済を支える支援がより重要になるものと認識しております。このような状況を踏まえ、県では中小企業者の事業継続を目的とした制度融資において、今年十月末現在、約三千件、約五百九十一億円の支援を行っているほか、中小企業等再起支援事業の実施をはじめ、みやぎ産業振興機構や地域の商工会、商工会議所等を通じた販路開拓や生産性向上の取組など、中小企業者が稼ぐ力をつけるための支援を行っているところです。また、県信用保証協会では、無料で専門家派遣を実施しているとともに、中小企業者と取引先金融機関が意見交換をし、金融支

援の調整を行うサポート会議を昨年度は百六十一回開催するなど、中小企業者の経営改善に向けた取組をより一層強化していただいております。県といたしましては、今後も関係機関と連携を図りながら、中小企業者の事業継続が図られるよう、積極的に支援を行ってまいります。

次に、地域経済の課題解決についての御質問にお答えいたします。

今年二月、宮城大学と県信用保証協会は、連携協力に関する協定を締結し、地域経済の活性化、地域課題の解決、イノベーション人材の育成、教育の推進など共同で進めていくこととし、今年五月以降、宮城大学の二年生、三年生を対象に三回の講義が行われたと伺っております。今後急速に人口減少が進むということとされている中で、次世代を担う地元若者が地元経済に目を向け、実態に触れ、課題と向き合う機会を設けることは大変意義深い取組であると考えております。県といたしましては、これまでも学生等が参加できる社会起業家育成プログラムを実施し、先輩起業家とのディスカッションや実際の事例を見るフィールドワークを経て、自らのビジネスプランを磨き上げていく支援を通じて、様々な地域課題をビジネスの力で解決していく人材の育成を推進しているところです。また、ビジネスプランの実現に向けては、宮城産業振興機構を通じて事業資金を補助するとともに、伴走支援を行うスタートアップ加速化支援事業を実施しているところであり、引き続きこうした取組を積極的に進め、地域経済の課題解決に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、据置き期間の延長など柔軟な対応についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、長引く物価高騰や人手不足等により厳しい経営環境に置かれている事業者の負担軽減を図ることが重要と認識しております。県では、据置き期間の延長や返済条件の緩和などの条件変更について、毎年六月に開催する金融制度説明会や訪問、通知等により、金融機関に対し協力依頼し、昨年度は約三千二百件の協力を頂いている状況であります。また、今年度におきましても、事業者個々の実情に応じた柔軟な対応について、先月依頼をしたところであり、県といたしましては、今後も様々な機会を通じ円滑な資金調達への協力を求め、県信用保証協会や金融機関と連携しながら事業者の負担軽減に努めてまいります。

次に、事業承継の対応策についての御質問にお答えいたします。

県内企業の事業承継については、従来多かった親族内承継の割合が低下し、M&Aや従業員承継が増加している現状にあります。御指摘のありましたM&Aについては、取引先金融機関や仲介会社が手がけるケースも多いと承知しておりますが、県では国の事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、M&Aを含めた事業承継を進めており、昨年度のM&Aの成約件数は二十八件となっております。事業承継・引継ぎ支援センターによると、相談から承継まで数年かかるケースが多いにもかかわらず近年の相談者の平均年齢は六十歳代後半であり、事業者が早めの対応をとれるよう、早期の案件の掘り起こしが課題となっております。このため県では、事業承継・引継ぎ支援センターに事業承継専門員二名を独自に配置し、地域の支援機関を訪問することにより、積極的な掘り起こしに努めているところであり、今後とも、地域の商工会、商工会議所、金融機関等と一層緊密に連携しながら、M&Aを含む事業承継にしっかりと取り組んでまいります。

次に、県内企業のBCPの策定促進についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災において多くの企業が被災し、事業の再開と販路の維持確保に多大な苦勞を強いられた経験を踏まえると、BCPの策定、促進は非常に重要であると認識しております。そのため県では、平成二十五年度にみやぎ企業BCP策定ガイドラインを策定し、普及に努めているところでございます。損害保険会社の調査によれば、令和四年度における県内企業のBCP策定率は三九・三％であり、前回調査の令和元年度から約四％増と着実に増加しております。一方、御指摘のとおり、特に中小企業者によるBCPの策定には負担や困難を伴うため、県ではこれまでも企業の取組段階に応じたBCPの策定を支援するセミナー等を開催し、昨年度は延べ四十八社、百六十一人への支援を実施いたしました。また、今年度はみやぎ企業BCP策定ガイドラインの改定に取り組んでいるほか、国の事業継続力強化計画認定企業に対して、非常用発電機などの設備や備蓄品の購入に対する補助を実施しております。県といたしましては、引き続きこれらの取組を総合的に推進し、県内企業のBCP策定や実践についてしっかりと支援してまいります。

次に、大綱三点目、宮城県の進める海外戦略についての御質問のうち、香港における水産物や水産加工品の輸入規制の状況に関する、今後の感触についてのお尋ねにお答えいたします。

福島第一原子力発電所の処理水放出に伴う水産物の禁輸措置が講じられてから一年以上経過しますが、香港においてその状況は変化しているものと認識しております。国では、香港政府に対して金融の解除要請を続けており、県としても輸入規制の撤廃等に向けた働きかけとともに、予断を持つことなく、引き続き、水産物以外の品目の輸出促進に取り組んでまいります。

次に、AIを駆使した海外支援事業展開の可能性についての御質問にお答えいたします。

海外ビジネスを展開するに当たって、コミュニケーションをとるための言葉の壁が一つの重要な課題であると認識しております。そのため県では、海外ビジネス展開を支援するエキスパートをみやぎグローバルビジネスアドバイザーとして登録し、契約書の内容確認など、県内企業からの個別相談に対するアドバイスをを行っているほか、海外企業との商談のための通訳雇用費や自社製品の紹介資料の翻訳経費を補助するなど、海外への挑戦を支援しております。一方、今後、生産年齢人口の減少が進む中にあつて、御指摘のありましたAIの活用も含めたデジタルトランスフォーメーションへの取組や重要性を増してくるものと考えております。このため県といたしましては、海外販路開拓における言葉の壁解消に向けて、AIによる自動翻訳や通訳の導入可能性について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱三点目、宮城県が進める海外戦略についての御質問のうち、香港便の今後の展開についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台―香港便については、約十三年ぶりに定期便の再開が決定し、今月七日からグレートーベイ航空が週四便、今月十八日から香港航空が週三便、そして来年一月十七日から香港エクスプレスが週四便、合計十一便の運航が予定されております。香港は、昨年の日本への来訪者数が第四位と訪日意欲が高い地域であり、今回の直行便の就航を通じて、より多くの方が我が県及び東北を訪れていたいただけるものと期待しております。県では路線の維持拡大に向け、今回の香港線就航を記念し若者を対象としたキャッシュユバツ



クキャンペーンを実施しているほか、仙台空港国際化利用促進協議会と連携して、デジタル広告等を活用した路線PRにも取り組んでおります。また、香港からの更なるインバウンド誘客を目指し、東北各県や東北観光推進機構と連携し、旅行商品造成に向けた現地旅行会社の招請等を検討しております。県といたしましては、両地域間の交流拡大のかけ橋となる仙台―香港便の利用促進に向けて、引き続き、仙台国際空港株式会社や航空会社等と緊密に連携し積極的に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱四点目、宮城県警の特殊犯罪に対するの対応状況についての御質問のうち、携帯電話などの契約時におけるマイナンバーカードなどの活用についてのお尋ねにお答えいたします。

特殊詐欺等の犯罪や、いわゆる闇バイトの募集等に利用されている携帯電話の多くは、偽造あるいは不正入手した個人情報をもとに契約されており、警察としては、これまでも携帯電話販売店等に対し、契約時における本人確認の徹底等についてお願いをしております。なお、本年六月開催の犯罪対策閣僚会議における国民を詐欺から守るための総合対策において、携帯電話の契約時に、マイナンバーカード等を活用した電子的な確認方法へ原則一本化を進める方針が示されました。県警察といたしましては、引き続き、携帯電話販売店等に対し、インターネット契約を含め、本人確認の徹底等についてお願いするとともに、他人に対し安易に身分証等を貸したり、SNS等で送信したりするなど、犯罪に加担することのないよう広報啓発を行ってまいります。

次に、金融機関との連携による不正な口座情報等の情報共有についての御質問にお答えいたします。

不正な口座情報等については、県警察では従来から金融機関等が発見した疑わしい取引について届出を受け、取引実態等の説明等を行っております。一方で、被害金の送金等については、金融機関からの迅速な通報制度等がなく、被害拡大を招いている状況にあります。このような状況にある中、本年六月開催の犯罪対策閣僚会議における国民を詐欺から守るための総合対策に、金融機関において詐欺被害と思われる出金、送金等の

取引をモニタリング検知する仕組みを構築するなどの不正利用防止のための取組などの推進が示されました。県警察といたしましては、引き続き、疑わしい取引の届出制度の活用のほか、特殊詐欺等の被害拡大防止のためのモニタリングに関する協力を県内金融機関に要請してまいります。

次に、サイバー人材の確保のための方策と採用基準、給与面等での柔軟な処遇についての御質問にお答えいたします。

県警察では、日々進化するサイバー空間の脅威に対処するため、高度な情報処理技術を有する人材をサイバー捜査官としてこれまで十二名採用しております。また警察官として採用し適性を有する者を関東管区警察局サイバー特別捜査部に出向させるなど、サイバー犯罪特別捜査官の育成にも取り組んでおります。一方で、情報通信技術の進展に伴って、官民ともにサイバー人材の需要が高まっている中、ここ数年、サイバー捜査官としての採用がなく、今後、人材の確保が一層困難になることが懸念されます。県警察といたしましては、人材確保が喫緊の課題であるとの強い認識を持っており、今後、採用制度の在り方や給与等の処遇の見直しについて、関係当局への申入れを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 五十番外崎浩子君。

○五十番（外崎浩子君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。まず、知事、五万六千社企業がある中で九九%近くが中小企業であるという現実ではありますが、やはり震災も含め、そしてあるいはコロナ、そして、今のこの物価高騰で大変な危機的な状況であるということは否めません。ですから、様々な状況で、今るる部長からも御説明がありましたとおり、中小企業支援する中での方策を求めているということですが、私たち、今般、宿泊税の議論を聞いておりました、中小企業の方々がどんなふうな状況で、実情でということは、しっかり当執行部の方々も捉えていただいたというふうに思っております。宿泊税の条例制定はもちろんですありますが、このことをチャンスといたしまして、中小企業と宿泊業の区切りはありますけれども、様々な方々の声を聞いていただいたということでは、これから先の現場に即した展開というようなものを県として図っていけるといふふうに思っておりますが、その点について、いま一度、知事のお考え

をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 宿泊税のときは、ほぼほぼ宿泊関係者、旅行関係者、宿泊事業者の方たちの声を拾ったということでありませけれども、そのときの教訓としては、やはり自分のほうから足しげく通って、声を聞くという姿勢を持たなければ、待ちの姿勢では駄目だろうなということだというふうに思います。先ほど部長の答弁からありましたように、県の信用保証協会では無料で専門家派遣をしたり、あるいは中小企業者と取引先の金融機関が意見交換をして、金融支援の調整を行うサポート会議を昨年度百六十回開催したということでありますので、県の力だけではできませんので、そういった情報が入るようなところと緊密に連携をとりながら寄り添った支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 五十番外崎浩子君。

○五十番（外崎浩子君） それから被災地にしてみましたら、まだまだ多重債務というような深刻な状況でございます。改めて既存の借入の返済猶予ということでは商工会のほうからも強く要望が上がっているところでありませし、あるいは、これは少し範囲が離れるかもしれませんが、グループ補助金でつくった施設でありますとか様々な部分の処理にしましては、少し基準を下げるというか、県においての考えがあると思っておりますが、その点について少しお聞かせいただけませうでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 議員が今御指摘されましたグループ補助金の制度運用につきましては、やはり実態に沿った運用ということで、いろいろな部分で御相談があった案件を基に、今、国とも調整してございますので、引き続き、被災者の企業に寄り添った形で一つ一つ丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 五十番外崎浩子君。

○五十番（外崎浩子君） 今、部長がおっしゃっていただいたとおり目的外使用というようなことなるうかと思っておりますので、国と綿密な、丁寧な協議していただければと思っております。要望として残します。それから地域医療確保事業の件に関してであります。歯科技工士の皆さん方、大変人数が少なくなっております、実際もう今私が申

し上げたとおり、昨年は二十人ということでありました。ですから、その方々についても丁寧な奨学金の返済猶予でありますとか、奨学金の創設、いま一度お答えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御答弁申し上げましたけれども、来年度予算における必要経費の計上に向けて、現在、関係団体のほうと最終的なスキーム調整等を行っているところでございます。それがしつかりまとまっていけば、制度創設の動きになるかと思っておりますが、その辺の検討をしつかりやってまいりたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 五十番外崎浩子君。

○五十番（外崎浩子君） 最後に警察本部長、大変なこの摘発の件数であったと思っております。本当に御尽力、敬意を表したいと思っております。人材確保については、本当に民間企業との競争でありますので、しつかりとした人材を確保していただくためにも、魅力ある宮城県警として頑張っていたきたいと思っております。一言お聞かせいただければと思っております。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

○警察本部長（細田 正君） まず人材確保につきましては、サイバー捜査官も含め、警察官全体の採用というのは非常に厳しい状況になっております。したがって、今後宮城県警が魅力あるという組織を前面に打ち出して、いろんな方法で採用活動を展開していきたいと考えております。